

首都東京を守る消防団



この街を 自分の手で守りたい

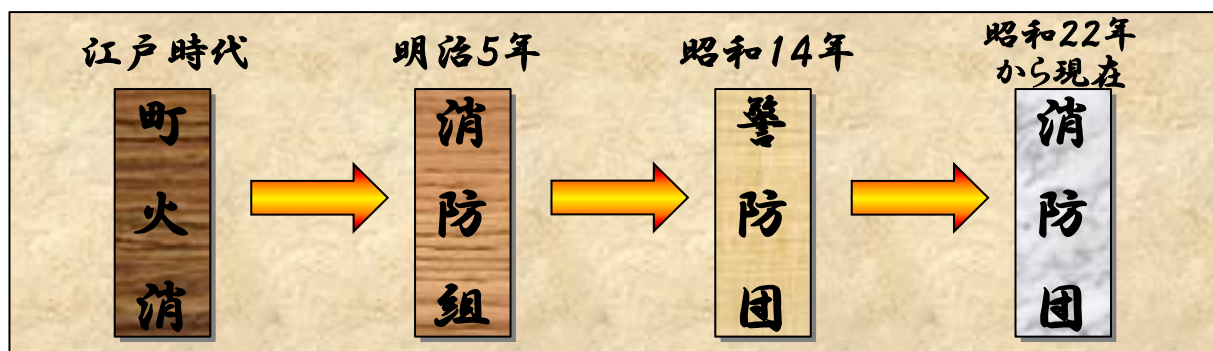


消防団の歴史

消防団の生い立ちは、江戸時代の町火消にさかのぼります。

特別区内の消防団は、江戸町火消「いろは48組」、「本所・深川16組」に起源を置く、住民による消防組織です。

現在の消防団員は、仕事等を営みながら、いざ火災や水災等の災害が発生した時には消防職員とともに災害活動を行い、地域の祭りなどにおいては警戒を、地域の防災力を高めるための防災指導や応急救護指導を行うなど、日夜、都民の皆さんの安心、安全を守っています。



【新板子供遊いろは組学】
(消防博物館所蔵)

縄や梯子・鳶口などの火消道具とともに町火消が紹介されています。

1840年代（天保14～弘化4年ごろ）に描かれた錦絵です。

消防団の組織構成等

東京都内には、現在 98 消防団（特別区 58 団、多摩地区 30 団、島しょ地区 10 団）が組織され、26,000 名（定員）の消防団員と約 2,200 台の消防ポンプ車両等で都民の安全を守っています。（表1参照）

消防団員は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員の7階級で構成されています。（特別区）

表1 東京の消防団の現況（平成26年4月1日現在）

	消防団数	定員〔名〕	現員〔名〕
特別区	58	16,000	14,190 【2,411】
多摩地区	30	8,867	8,098 【124】
島しょ地区	10	1,554	1,203 【33】
計	98	26,421	23,491 【2,568】

※【 】内は女性消防団員数を表します。

消防団の主な活動内容

消防団は、大規模な火災や地震・洪水などの大災害発生時に、地域の防災リーダーとして大きな活躍が期待されています。

表2及び表3は、特別区（23区）消防団の主な内容を表しています。

表2 特別区消防団の活動内容

災害時の活動	火災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 逃げ遅れ者等の情報収集 2 救出、救護活動 3 消火活動 4 現場の消防警戒区域の設定
	水災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の情報収集、監視警戒 2 水防活動（土のうによる越水の防止等） 3 地域住民の避難誘導等
	震災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震の被害や逃げ遅れ者等の情報収集 2 可搬ポンプ積載車等を活用した火災の消火 3 住民の避難誘導や応急救護等 4 消防署隊の応援活動
災害時以外の活動	防災指導 応急救護指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域住民に対する防災指導（出火防止、初期消火等） 2 市民消火隊、自主防災組織等に対する消火活動技術の指導 3 救命講習における指導
	予防警戒	<ol style="list-style-type: none"> 1 年末年始消防特別警戒 2 各種催物等に伴う消防特別警戒
	教育訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火活動、応急救護活動等、各種災害活動技術の訓練 2 防災指導技術の訓練 3 礼式等の規律訓練
	機械器具の整備	可搬ポンプ等、消防団保有資機材の点検整備

表3 特別区消防団の行事内容

実施月	行事内容	実施月	行事内容
1月	東京消防出初式への参加	9月	総合防災訓練
1月	消防団始式・Tokyo消防団の日	9・10月	消防団点検
2月	消防団員意見発表会	10月	東京都消防操法大会
5月	水防訓練	11月	震災訓練
5・6月	消防操法大会	12月	年末特別警戒
7・8月	祭礼、花火等の警戒		



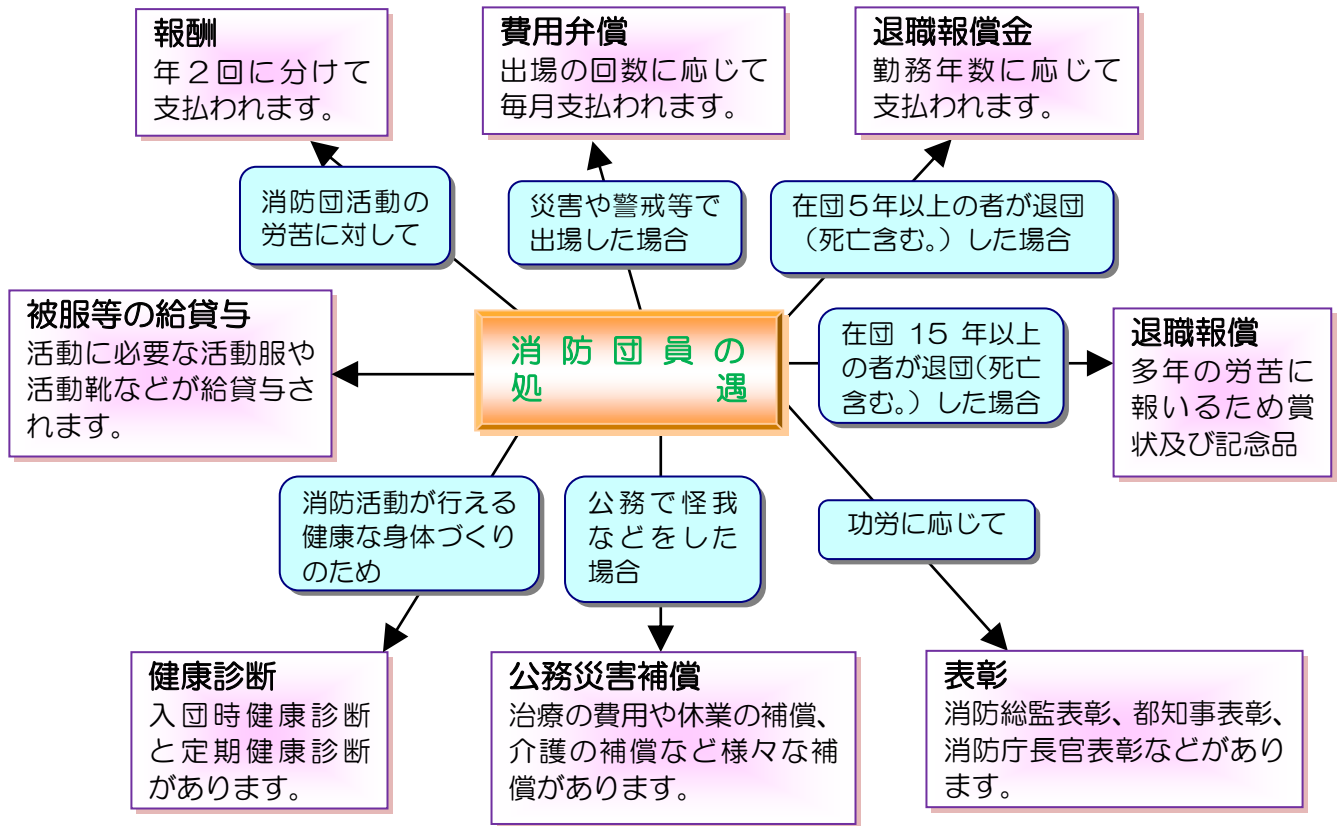
<消防団の活動事例>

消防団は、火災等の災害活動のほか、祭りの警戒活動や住民への防災指導等を行っています。

災害活動		<p>この火災は、住宅や共同住宅など2棟 20㎡を焼損した建物火災です。この火災に小石川消防団員6名が出場し、火元建物西側に部署し消防隊と連携し、ホース1線を延長しました。写真は、延長したホースを活用し残火処理をしている小石川消防団員の様子です。</p>
警戒活動		<p>年末年始や祭礼、各種催物などの開催に伴う警戒を実施し、災害の発生を未然に防止しています。なお、災害等が発生した場合は、初期消火及び応急手当を実施します。写真は、阿佐谷七夕まつりにおいて、消防特別警戒を実施する杉並消防団員の様子です。</p>
総合防災教育指導		<p>地域の防災リーダーとして、地域住民に対して初期消火・応急救護指導等を実施し、地域住民の防災行動力（自助力）の向上を図っています。また、児童等への総合防災教育として、主に小・中学生に対して地域を守る消防団の紹介や初期消火指導等を実施しています。写真は、地域住民に対し、新宿消防団から講師25名が参加して、心肺蘇生法やAEDの取扱いについて指導を実施している様子です。</p>

入団後の待遇

消防団員は、特別職の地方公務員として処遇されます。



特別区の消防団協力事業所表示制度

特別区の消防団協力事業所表示制度は、複数の従業員を消防団員として入団させている事業所や、特別区の消防団の訓練場所、分団施設用地を提供している事業所など、特別区内の消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付しています。(平成26年10月1日現在、378事業所)

特別区の消防団協力事業所表示制度についての情報は、東京消防庁ホームページ

(<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>) 「トップ」→「消防団員(23区内)」→「東京23区の消防団のページへ」→「協力事業所表示制度のページ」に掲載されています。



消防団協力事業所表示

消防団広報

特別区の消防団では、消防団員募集用ポスターやリーフレットを制作し、消防団員募集活動等に活用しています。また、消防団のプロモーションビデオによる募集及び広報を J R 東日本のトレインチャンネルで放映を予定しています。

さらに、東京都総務局と連携し電車中吊り（同一デザインのポスター使用）による消防団員募集広告を、1月15日のTokyo消防団の日を含む日程で実施します。



中吊り広告



消防団員募集ポスター

消防団は火災などの災害活動をはじめ、応急救護の普及活動や災害を未然に防ぐための啓発活動など幅広い活動を行っています。会社員や自営業、大学生など男女を問わず様々な職業や年齢層の方々が、「自分たちの町は自分たちで守る」という精神のもと、地域に密着した活動を展開しています。特別区の消防団では、町会・自治会のみなさまの協力を得て、地域のイベントなどの機会に広く消防団員を募集しています。

いま、消防団はあなたの力を必要としています。

消防団への入団条件は・・・

- 1 年齢 18 歳以上の方
- 2 心身ともに健康な方
- 3 消防団の区域内に居住するか、又は勤務している方

お問合せは最寄りの消防署・消防団本部まで

1月15日は「Tokyo消防団の日」

消防団のPRや募集活動を実施し、広く都民に消防団を紹介していくため、平成20年11月一般社団法人東京都消防協会において、毎年1月15日を「Tokyo消防団の日」として制定しました。